

ミセメディア広告放映等サービス約款

<第1章 総則>

第1条 (目的)

本約款は、株式会社ぐるなび（以下「当社」といいます）に対して、第3条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます）の提供を受けることを希望し、当社が本サービスの提供を行うことを承諾した者（以下「契約者」とい、契約者と当社との間で成立した契約を「本契約」といいます）が、本サービスの提供を受けるにあたり、当社と契約者との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。

第2条 (本契約の成立)

1. 本サービスの提供を希望する者（以下「提供希望者」といいます）は、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます）に必要事項を記入し、当社所定の手続きに従って、当社に本申込書を提出又は送信（以下、併せて「提出等」といいます）するものとします。かかる本申込書の提出等をもって、提供希望者が本約款に同意したものとみなします。
2. 当社は、本申込書に基づき、当社所定の審査基準に従って提供希望者を審査し、提供希望者が審査基準を満たさない場合、当社は、本サービスを提供しないものとします。この場合、当社は、速やかに提供希望者に対し、その旨を通知します、ただし、当社は、提供希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わないものとします。
3. 本契約は、以下の各号に定める時点で成立します。なお、契約者は、本契約成立後、本契約を取り消すことはできないものとします。

(1) 書面による締結の場合

提供希望者からの申込に対し、当社が提供希望者の連絡先に対し、承諾の通知を発した時点。なお、当社からの承諾の通知がない場合は、申込書に記載された申込日から5営業日（当社の営業日とし、以下同じとします）を経過した時点とします。

(2) 電子契約サービスを用いた締結の場合

当社が提供希望者の連絡先に対し、電子契約サービスを通じて、本契約成立の承諾依頼に関する通知を発し、提供希望者が承諾した時点。ただし、特段の事由を除き、提供希望者が当社による当該通知の発出後5営業日以内に承諾しない場合、当該通知の発出後5営業日を経過した時点とします。

4. 本契約の申込及び前項第2号の承諾が、契約者の役員又は社員（アルバイトを含み、以下「役職員」といいます）により行われた場合、契約者は、当社に対し、当該役職

員が本契約を締結する権限を有すること又は適正な社内手続等を経たうえ行われることを保証し、契約者は、本契約に定めるすべての義務及び責任を負うものとします。

第3条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は以下の各号に定めるものとします。契約者は第1号のほか、第2号及び第3号に定めるサービスを第1号に付属するサービスとして申し込むことができるものとします。なお、第4号及び第5号に定めるサービスは、オプションサービスとして契約者が別途申し込みを行った場合に、契約者に提供されます。

- (1) 契約者が次条の定めに従い、当社に入稿した広告（以下「本広告」といいます）又は契約者の依頼を受けて当社が制作した広告（以下「当社制作広告」といいます）（詳細は第7条及び別紙において定めます）を当社指定の飲食店（以下「本飲食店」といいます）において、当社が本飲食店に貸与する映像機器を用いて放映するサービス
- (2) 本飲食店において、契約者が製造又は販売する商品（以下「本商品」といいます）又は本商品を使用したメニューを提供するサービス
- (3) 本飲食店において、本商品のサンプル（以下「本サンプル」といいます）を本飲食店に来店する消費者に配布するサービス（詳細は第3章において定めます）
- (4) 本飲食店において、本商品を用いたレシピ（以下「本レシピ」といいます）を開発し、本レシピをもとに調理した料理を提供するサービス（詳細は第4章において定めます）
- (5) 本飲食店において、本飲食店に来店する消費者に対し、本商品に関するアンケートを実施するサービス（詳細は第5章において定めます）

第4条 (本広告の入稿及び審査)

1. 契約者は、本契約成立後、当社に対し、速やかに本広告を入稿するものとします。
2. 当社は、自らの裁量により、広告審査基準を定め、契約者の入稿した本広告の放映可否を審査するものとします。当該審査の結果、放映可能と判断した場合は、契約者にその旨を通知するものとします。当該審査の結果、放映不可又は修正が必要と判断する場合は、契約者にその旨を通知するものとし、契約者は、修正が必要な場合には当社の指示に従って本広告を修正し、再度の審査を要求するものとします。
3. 契約者は、当該審査の結果が不合格であることをもって、契約者が機会損失その他の損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。また、当社の広告審査基準に合格したことをもって、本広告が適法であることを当社が保証するものではないことを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

第5条 (契約者の遵守事項)

1. 契約者は、本商品及び本サンプルの表示並びに本広告（以下「本広告等」といいます）が景品表示法、薬機法、食品表示法及び健康増進法その他の法令に違反しないこと及び著作権、肖像権、パブリシティ権その他第三者の権利ないし法律上保護される利益を侵害していないことを当社に対し保証するものとします。
2. 当社は、本広告等が前項に違反するおそれがあると判断した場合、本サービスの提供を中断することができるものとします。
3. 契約者は、前項による中断により、契約者が機会損失その他の損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。また、当社が本サービスを中断しないことをもって、本広告等が適法であることを当社が保証するものではないことを契約者はあらかじめ承諾するものとします。
4. 第三者から本条第1項に違反することを理由として、異議の申立て又は訴えの提起等（以下「申立て等」という）があったときは、契約者の責任と負担において解決するものとします。
5. 前項の申立て等が当社又は本飲食店に対してなされたときは、当社は、直ちに契約者に対してその旨及び申立て等の内容を通知し、契約者は、その解決のため当社の指示に従って当社に協力するものとします。また、当社が契約者において解決することを通知した場合、契約者はこれに対応するものとし、当該申立て等に直接起因して当社又は本飲食店が被った損害を負担するものとします。

第6条 (本広告に関する知的財産権)

1. 本広告に関する知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含みます）その他一切の権利は、すべて契約者に帰属します。
2. 契約者は、当社が本約款に基づくサービスの提供に必要な範囲で本広告を利用することを許諾します。

第7条 (当社制作広告)

契約者が、当社に対し、第3条第1号に定める広告の制作を依頼する場合、本章に加え、第2章が適用されます。

第8条 (本サービスの変更)

当社及び契約者は、本契約の成立後、合理的な範囲を超えて、本サービスの内容を変更することはできないものとします。ただし、やむを得ない事由により変更を希望する場合、変更内容、理由等を相手方に申し入れを行い、誠意をもって協議を行うものとし、変更後の内容は本契約を構成するものとします。

第9条 (本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、本申込書で定める期間とします。ただし、やむを得ない事由が生じた場合、当社と契約者との協議のうえ、本サービスの提供期間を変更できるものとします。

第10条 (契約期間)

本契約の契約期間は、本契約が成立した日から本サービスの対価の支払完了日までとします。

第11条 (対価)

1. 本サービスの対価は、本申込書で定めた金額とします。
2. 契約者は本サービスの対価に加え、本サービスの対価に対して課される消費税等の税金（以下「消費税等」といいます）を合計した額を当社に支払うものとします。法改正により、消費税等の税率の変更があった場合、変更後の税率によるものとします。

第12条 (支払期限、支払条件及び支払方法)

1. 当社は本サービスの提供期間が終了した月に請求書を発行し、契約者に送付し、契約者は請求書が送付された月の翌月末までに次の各号に定める支払条件及び支払方法により、当社に支払うものとします。ただし、協議の上、本申込書で別途合意した場合は除きます。

(1) 支払条件

一括払い：本サービスの対価をまとめて1回で支払うもの

(2) 支払方法

銀行振込：当社が指定する銀行口座への振込送金による方法

2. 当社が必要と認めた場合、当社は契約者に対して支払方法の変更を求めることができるものとし、契約者は、誠意をもって協議を行うものとします。
3. 本サービスの対価の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとします。

第13条 (納品物)

当社は、本サービスの提供期間終了後、本サービスの提供期間中における本飲食店の本サービスに関するPOSデータを統計的に処理したレポートを当社所定の方法により契約者に納品します。

第14条 (本サービスの中止等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。この場合、契約者に対し、事前にその旨を通知します。ただし、事前の通知が不可能な場合又は緊急を要する場合は除きます。
 - (1) 本飲食店が休業又は閉店した場合及び監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合等、本飲食店の運営が困難と認められる場合
 - (2) 当社及び本飲食店の設備、サーバー及びシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
 - (3) 電機通信事業者等が電気通信サービスの提供を停止した場合
 - (4) 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの遂行が不能又は困難な場合
2. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合（以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます）、本サービスの全部又は一部を予告なく中断することができるものとします。
 - (1) 契約者が本約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
 - (2) 契約者の関係者が逮捕、起訴された場合
 - (3) 本サービスの対価その他当社への支払が遅滞した場合
 - (4) 当社が第5条第2項に該当すると判断した場合
 - (5) その他合理的な理由により本サービスの提供を不適当と判断した場合
3. 当社が、前2項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部を中断した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該中断期間中の本サービスの対価については協議の上決定するものとします。

第15条（本契約の解約等）

1. 当社又は契約者が本契約の解約を希望する場合、解約日の1か月前までに相手方に通知するものとします。
2. 本契約成立後に本契約が解約された場合、契約者はキャンセル料として、本申込書において定める本サービスの対価を速やかに支払わなければならないものとします。
3. 本サービスの提供後に本契約が解約された場合、当社は支払済みの本サービスの対価は返金しないものとします。
4. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知・催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 契約者が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、なお是正されない場合
 - (2) 契約者が相当期間経過後も契約者の責めに帰すべき事由により本サービスを遂行できない場合

- (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (4) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - (5) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (6) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって 契約者の所在が不明となった場合
 - (7) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - (8) 契約者が支払を停止し、又は電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (9) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (10) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (11) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - (12) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (13) 契約者による当社への過度な要求があった場合
 - (14) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (15) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
5. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
 6. 本条による解除権の行使は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第16条 (本契約終了後の取扱い)

本契約の終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款が適用されるものとします。

第17条 (商号等の使用許諾)

1. 契約者は、当社が契約者の会社名、商号、本商品の名称及び本サンプルの名称（以下「商号等」といいます）を当社が本サービスの提供する目的及び本サービスを販促する目的（以下「本目的」といいます）の範囲内で使用することを許諾するものとします。

2. 契約者は、当社が本飲食店に対し、当社の管理監督の下、商号等を本目的の範囲内で使用させることを許諾するものとします。

第18条 (本商品等の本画像等に関する使用許諾)

1. 契約者は、契約者が当社に対し、本商品及び本サンプル（以下、あわせて「本商品等」といいます）に関する商標、画像その他著作物（画像、説明文等を含み、これに限られません。以下「本画像等」といいます。）を提供する場合、当社が、本サービスの提供の範囲内で使用することを許諾します。
2. 契約者は、当社の管理監督の下、当社が本飲食店に対し、本商品等の本画像等を本目的の範囲内で使用させることを許諾するものとします。
3. 契約者は、本商品等の本画像等について、以下の各号に定める事項を保証するものとします。
 - (1) 景品表示法、薬機法、食品表示法及び健康増進法等を含む各種法令に反しないこと
 - (2) 第三者の知的財産権等を侵害していないこと
4. 契約者は、当社及び本飲食店に対し、本商品等の本画像等に関する著作者人格権を行使しないものとします。また、契約者は当該著作者人格権が契約者以外の第三者に帰属する場合、当該第三者に著作者人格権行使させないものとします。
5. 第三者から本条第3項に違反することを理由として、申立て等があったときは、契約者の責任と負担において解決するものとします。
6. 前項の申立て等が当社又は本飲食店に対してなされたときは、当社は、直ちに契約者に対してその旨及び申立て等の内容を通知し、契約者は、その解決のため当社の指示に従って当社に協力するものとし、当該申立て等に直接起因して当社又は本飲食店が被った損害を負担するものとします。

第19条 (秘密保持)

1. 当社及び契約者は、本契約に関連して、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報（以下「秘密情報」といいます）を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の目的達成以外に使用してはならないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
 - (1) 開示された時点ですでに公知であった情報又は既に当社又は契約者が適法に保有していた情報
 - (2) 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手した情報

- (4) 当社又は契約者が独自に開発した情報
3. 前項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則（金融商品取引所の定める規程・規則を含む）上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。ただし、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとします。

第20条 （個人情報の取扱い）

- 当社は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法（個人情報保護法ガイドラインその他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ）及び当社のホームページ上において定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 契約者は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法に従って適切に取り扱うものとします。

第21条 （損害賠償）

- 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスの提供に起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害（予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない）の範囲に限られ、かつ、本サービスの対価に相当する金額を限度とします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
- 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。
- 契約者又は契約者の役職員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第22条 （反社会的勢力の排除）

- 当社及び契約者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む）
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業

- (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者（以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます）
2. 当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知するものとします。
 3. 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的 requirement 行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又はサービスを妨害する行為
 - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - (5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
 4. 当社及び契約者は、前項の該当性を判断するために必要と判断した場合は相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに応じるものとします。
 5. 当社及び契約者は、相手方より第2項の通知を受けた場合又は相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社及び契約者は、相手方に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第23条 （再委託）

当社は、当社の責任において、本サービスの全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第24条 （権利義務の承継等）

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第25条 (契約者に対する通知・届出)

1. 当社から契約者に対する通知は、申込書により当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、契約者の住所への書面の送付等、当社が適当と判断した方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点に行われたものとします。
2. 申込書の記載事項に変更が生じる場合は、事前に（やむを得ない場合は事後遅滞なく）、当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとします。
3. 当社からの契約者に対する通知について、前項の届出義務の懈怠により延着又は不到達となり、これによって、契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負いません。
4. 契約者は、本契約の対象となる事業を第三者に承継させる場合（合併、会社分割、事業譲渡を含むが、これらに限られない）、当社に対し、当社所定の方法に従い、その旨を届け出るものとします。当社は、当該届出の内容を確認の上、契約者に対して必要な資料の提出等を要請することができ、契約者はこれに対応するものとします。ただし、当該届出をもって、前条に定める義務を免れないものとします。

第26条 (存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第5条（契約者の遵守事項）第1項、同条第4項、同条第5項、第6条（本広告に関する知的財産権）、第16条（本契約終了後の取扱い）乃至第21条（損害賠償）、第22条（反社会的勢力の排除）第5項、第24条（権利義務の承継等）、本条、第27条（準拠法及び裁判管轄）、第33条（当社制作広告に関する著作権）、第34条（当社制作広告に関する使用許諾）第2項、第39条（本サンプルの過不足）第2項、第40条（本サンプルの配布の実績報告）第2項、第45条（製造物責任）、第46条（本レシピの開発の実績報告）第2項、第51条（アンケート等の納品）第2項は有効に存続します。ただし、第19条（秘密保持）については、3年間に限り存続します。

第27条 (準拠法及び裁判管轄)

1. 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠します。
2. 契約者及び当社は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

<第2章 当社広告制作>

第28条 (適用)

本章は、第3条第1号に定める当社制作広告（以下「当社制作広告」という）の制作を当社に依頼する場合に適用されるものとします。

第29条 （本業務）

契約者は当社に対し、契約者が別途指定する条件に基づく広告の制作業務（以下「本業務」といいます）を委託し、当社はそれを受託します。

第30条 （本業務の対価）

本業務の対価は、本サービスの対価に含まれるものとします。

第31条 （制作）

1. 当社は、別途両者協議の上、定めた日までに、当社制作広告を完成させ、契約者に対し、本飲食店において放映又は使用できるか否かの確認を行うものとします。ただし、当社は契約者の定める条件に応じるために当初の予定より本業務の遂行に時間を要すると見込まれる場合は、契約者との協議により納期を相当期間延長することができるものとします。
2. 契約者は当社から前項の確認を求められた場合、確認を求められた日から5営業日以内に、本飲食店において放映又は使用できるか否かを当社に通知するものとします。放映できない場合は、その理由を合わせて通知するものとし、当社は当該当社制作広告を修正し、再度契約者に確認を行うものとします。

第32条 （第三者への委託）

当社は、当社の責任において、本業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第33条 （当社制作広告に関する著作権）

当社制作広告に関する著作権は当社に帰属し、別段の合意のない限り、当社から契約者に移転しないものとします。

第34条 （当社制作広告に関する使用許諾）

1. 当社は、契約者が当社制作広告の使用を希望する場合、有償で使用させることができ、契約者は事前に書面又は電磁的方法により当社の承諾を得なければならないものとします。
2. 前項に定める契約者による当社制作広告の使用に伴う対価は、別途当社が定める金額とし、契約者は当社の請求に基づき、当社が別途定める方法により使用の対価を支払うものとします。

<第3章 本サンプル配布>

第35条 (適用範囲)

第3条第3号に定めるサービスを利用する契約者は、第1章に加え、本章が適用されるものとします。

第36条 (本サンプルの配布の対価)

本サンプルの配布のサービスの対価は、本サービスの対価に含まれるものとします。

第37条 (本サンプルの指定)

本契約成立後、契約者は当社に対し、本サンプルを指定するものとします。

第38条 (本サンプルの納入)

1. 契約者は、当社からの指示がある場合、当社指定の期日までに、当社指定の場所に本サンプルを納入するものとします。なお、本サンプルの納入にかかる費用は契約者の負担とします。
2. 本サンプルの納入後、当社は本飲食店をして、本サンプルの外見、数量等を検査させるものとします。

第39条 (本サンプルの過不足)

1. 本サービスの提供期間内において、本サンプルが不足した場合、当社及び契約者協議の上、追加で本サンプルを納入するか否か決定するものとします。
2. 本サービスの提供期間終了後において、本サンプルが余剰した場合、無償で余剰した本サンプルの配布を行うものとします。

第40条 (本サンプルの配布の実績報告)

1. 当社は、契約者からの求めに応じ、本サービスの提供終了後、本サービスに関する実績報告書を契約者に納品するものとします。
2. 当社は、当該実績報告書に含まれる商標及び著作物等を、契約者が、自己の報告資料のために使用することを許諾するものとします。

<第4章 本レシピの開発>

第41条 (適用範囲)

第3条第4号に定めるサービスの申込を行った契約者は、第1章に加え、本章が適用されるものとします。

第42条 (本レシピの開発の対価)

1. 本サービスのうち、本レシピ開発の対価は、別途申込書に定める金額とします。
2. 契約者は前項の対価に加え、対価に対して課される消費税等の税金（以下「消費税等」といいます）を合計した額を当社に支払うものとします。法改正により、消費税等の税率の変更があった場合、変更後の税率によるものとします。

第43条 (本レシピの開発)

1. 本契約成立後、契約者は当社に対し、本商品を指定するものとします。当社は本飲食店をして、本レシピを開発させ、本レシピをもとに調理した料理を提供させるものとします。なお、本レシピの開発にあたり、契約者が希望する条件がある場合、本商品を指定する時点において、当該条件を当社に通知しなければならないものとします。
2. 本レシピの開発後、本レシピについて、契約者に報告するものとします。ただし、契約者は本レシピについて、異議を述べることはできないものとします。

第44条 (本商品の納品)

契約者は、当社からの指示がある場合、本商品を当社指定の場所へと納品するものとします。また、当該本商品の納品にかかる費用は、契約者の負担とします。なお、本飲食店が本商品を調達する場合、本条は適用されないものとします。

第45条 (製造物責任)

1. 本商品の欠陥により、当社又は第三者に損害が発生した場合には、契約者は当社又は第三者に生じた損害を賠償しなければならないものとします。
2. 契約者は、本契約にあたり、製造物賠償責任保険に加入するものとします。なお、製造物賠償責任保険に要する費用は契約者の負担とする。

第46条 (本レシピの開発の実績報告)

1. 当社は、契約者からの求めに応じ、本サービスの提供終了後、本サービスに関する実績報告書を契約者に納品するものとします。
2. 当社は、当該実績報告書に含まれる商標権及び著作権等を、契約者が、自己の報告資料のために使用することを許諾するものとします。

<第5章 アンケート >

第47条 (適用範囲)

第3条第5号に定めるサービスの申込を行った契約者は、第1章に加え、本章が適用され

るものとします。

第48条 (対価)

1. 本サービスのうち、アンケートの対価は、別途申込書に定める金額とします。
2. 契約者は前項の対価に加え、対価に対して課される消費税等の税金（以下「消費税等」といいます）を合計した額を当社に支払うものとします。法改正により、消費税等の税率の変更があった場合、変更後の税率によるものとします。

第49条 (アンケートの内容等)

1. アンケートの内容は、当社と契約者にて協議の上、当社が作成し、契約者が承認して決定します。
2. アンケートはWEBアンケートとし、当社の所定の仕様に従って実施します。

第50条 (非保証)

当社は、契約者に対して収集するアンケート数を保証しません。

第51条 (アンケート等の納品)

1. 当社は、契約者からの求めに応じ、本サービスの提供終了後、アンケート結果およびアンケートに関する実績報告書を当社所定の方法により契約者に納品するものとします。
2. 当社は、当該実績報告書に含まれる商標及び著作物等を、契約者が、本契約に関する報告資料のために使用することを許諾するものとします。

以上

制定日 2024年 12月 1日

改定日 2025年 2月 12日

改定日 2025年 8月 29日